

令和6年（ネ）第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 国 外 1名

被控訴人兼控訴人 大川原化工機株式会社 外5名

第1準備書面

(控訴人都の証拠申出に対する意見等)

令和6年7月16日

東京高等裁判所第14民事部 御中

被控訴人兼控訴人ら訴訟代理人弁護士

高 田



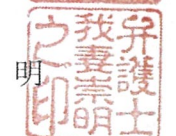
同 鄭 一



同 河 村



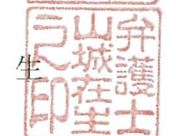
同 我 妻 崇



同 以 元 洋



同 山 城 在



同 坂 井



同 丸 山 浩



本書では、控訴人による警察官9名の証拠申出について、各警察官の陳述書の内容を踏まえ、被控訴人としての意見を述べる。9名の警察官の陳述書の信用性に関する評価に関する主張、及び、控訴人らが証拠申出の対象から外した■警部補の陳述書の信用性に関する主張を含むため、準備書面の形式としている。

原判決及び被控訴人らの控訴理由書において定義された語句は、ことわりがない限り本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

1 ■警部補、■巡査部長、■巡査長について

■警部補、■巡査部長及び■巡査長は、亡相嶋の任意取調べを担当した警察官である。控訴人らは、これらの警察官の証言により、亡相嶋の取調状況を明らかにし、亡相嶋が測定口に該当する箇所の温度が上がりづらい旨を述べた事実がないことを立証しようとするものであると主張する。

しかし、控訴人に対する控訴答弁書において述べたとおり、控訴人らが提出した■警部補らの陳述書(乙17～19)は、原審において捜査の違法性が認められ、敗訴した控訴人らが、控訴後に自らの職員に作成させたものであって、原判決の内容を踏まえ、控訴人らの主張に沿うように口裏合わせをした上で、虚偽ないし不正確な内容を記載することが容易な状況下で作成された文書であると言わざるを得ない。いわんや、■警部補らは、警視庁の一員として、組織内での自らの立場を維持するために、控訴人らに有利な事実を供述する動機が十分にある。従って、典型的にみて到底信用に足りるものではない。

また、その内容を見ても、上記3名は、亡相嶋から測定口にあたる箇所の指摘を受けた事実がないと述べる根拠として一様に供述調書やメモ等の記録に残っていないことを挙げるに過ぎないところ、一般に捜査員が被聴取者の供述を全てメモ等に残すものでないから(■警部補による被控訴人島田の取調べ(令和元年11月1日)につき録音反訳(甲187)と■警部補作成の捜査メモ(乙6の34)を比較しても明らかである)、上記3名の陳述は、取調べ直後に作成された本件亡相嶋メールの信用性を否定する根拠となりえない。

このように、上記3名の陳述書はいずれも、その作成過程、及び本件亡相嶋メールの内容を否定する根拠の薄弱さからしてそれ自体信用に足るものではなく、もとより亡相嶋氏が取調べを受けた直後に作成した本件亡相嶋メールの内容の信用性を覆すに足りる証拠とは到底いえないところ、これは、上記3名が陳述書記載の内容を証言したとしても同じことであるから、上記3名を尋問する必要性は認められない。

2 ■■■ 巡査部長について

■■■ 巡査部長は、■■■ 警部補による被控訴人島田の任意取調べ、逮捕時の弁解録取、及びその後の取調べに補助者として立ち会った警察官である。控訴人等は、■■■ 巡査部長の証言により、■■■ 警部補が被控訴人島田に対する取調べにおいて殺菌概念を誤解させた上で供述調書に署名指印させた事実がないこと、及び弁解録取書の作成にあたり偽計を用いた事実がないことを立証しようとするものであると主張する。

しかし、控訴人等は、原審において被控訴人らが行った■■■ 巡査部長の人証申請に対し、「直接の当事者である原告島田及び■■■ 警部補の尋問をすることが最も直截であり、かつ、それで十分であるから、重ねて■■■ 巡査部長らを尋問する必要性は認められない。」との意見を述べていたところであり（令和5年3月1日付け「人証に対する意見書」7～8頁）、証人尋問の結果、取調べの違法性が認められるや言を翻して■■■ 巡査部長の人証申請を行うことは自己矛盾と言わざるを得ない。

また、■■■ 巡査部長の陳述書（乙53）は、原審において捜査の違法性が認められ、敗訴した控訴人等が、控訴後に自らの職員に作成させたものであって、原判決の内容を踏まえ、控訴人等の主張に沿うように虚偽ないし不正確な内容を記載することが容易な状況下で作成された文書である。ましてや、■■■ 巡査部長は、警視庁の一員として、組織内での自らの立場を維持するために、控訴人等に有利な事実を供述する動機が十分にある。従って、典型的にみて到底信用に足りるものではない。

さらに、その内容を見ても、被控訴人島田の取調べに関する記述は、控訴人等の主張をなぞっただけの抽象的な内容に過ぎず、原審における■■■ 警部補、■■■ 警部補及び被控訴人島田の証言が存在し、かつ、控訴審において被控訴人らが提出した取調べの録音

記録（甲186・187）が存在する中で、これらの信用性を否定するまでの内容とは到底いえない。また、弁解録取手続きに関する記述についても、原審における■■■■警部補、■■■■警部補、■■■■警部補及び被控訴人島田の証言が存在し、弁解録取後間もない時期に■■■■巡査部長がコメントを入れた被疑者弁解録取状況報告書のドラフト（甲188）という客観的な証拠が存在する中（控訴人都在においても、同書作成の真正を争うものではあるまい。）、これらの信用性を否定するまでの内容とは到底いえない。

このように、■■■■巡査部長の陳述書は、その作成過程からしてそれ自体信用に足るものではなく、もとより既に取調べられている関係各証拠の信用性を覆すに足りる証拠とは到底いえないところ、これは、■■■■巡査部長が陳述書記載の内容を証言したとしても同じことであるから、同人を尋問する必要性は認められない。

3 ■■■■警部補について

■■■■警部補は、平成26年4月から平成28年3月までの間警視庁から経産省に出向し安全保障貿易管理検査官として警察からの相談対応に従事して、本件に関して公安部と経産省との間で平成27年10月から平成28年2月までの間繰り返されていた打合せに経産省側の担当者として出席した後、平成28年3月末日で出向を終えて警視庁に帰任し、その後は逆に公安部の捜査員としての立場で、経産省との調整その他の本事件の捜査にあたっていた警察官である。

控訴人達は、■■■■警部補の証言により、公安部長が経産省に働き掛けた事実がなく、また、公安部長の働き掛けによって経産省側の見解が変わった事実がないことを立証しようとするものであると主張する。

しかし、■■■■警部補の陳述書（乙57）は、原審において捜査の違法性が認められ、敗訴した控訴人達が、控訴後に自らの職員に作成させたものであって、原判決の内容を踏まえ、控訴人達の主張に沿うように虚偽ないし不正確な内容を記載することが容易な状況下で作成された文書である。ましてや、■■■■警部補は、警視庁の一員として、組織内での自らの立場を維持するために、控訴人都在に有利な事実を供述する動機が十分にある。従って、典型的にみて到底信用に足りるものではない。

また、その内容を見ても、■■■■警部補の陳述は、公安部長が経産省に働き掛けた事実を聞いたことがなく、公安部長の働き掛けによって経産省の方針が変わったこともない旨の控訴人側の主張をなぞっただけの抽象的な内容に過ぎない。

経産省が一連の打合せを通じて公安部の殺菌解釈及びこれに基づく実証方法を受け入れない姿勢を示していたことは、控訴人側が作成の真正を争っていない経産省捜査メモ（甲166の1～13）から明らかである。

そして、■■■■警部補は、一連の打合せに経産省側の担当者として出席しており、とりわけ平成29年12月5日には、貿易管理課の幹部と話し合った上での「管理課の回答」として、①乾熱実験は、日本薬局方の滅菌法で定められた方法で行うべき、②本件要件への趣旨（曝露防止）からすると、本件噴霧乾燥器1のようなオープン型では細菌兵器の製造はできないと判断すべき、③排風口から（細菌が）漏れないという実験も必要である、との回答を自ら公安部側に伝達した張本人であるから（甲166の7）、当時の経産省の方針を熟知する立場にあったと推認される。

従って、■■■■警部補は、経産省が、いつ、いかにして従前の方針を変更し、平成30年2月8日の打合せにおける■■■■発言、具体的には、

- ・ガサはいいんじゃないかと考える。上の幹部もその認識。課長とは事前に相談している。
- ・ガサ後の情報も踏まえて、諸外国の判断基準に照らし、最終的に該非判定をする。
- ・この案件に関し、回答の文言をどうするかは、既に課長レベルでも決められないので、部長（＝貿易管理部長）と相談する。
- ・ガサができるように、表現ぶりを検討したいと思う。

との発言に至ったのかについても、当然認識していたはずである。

それにもかかわらず、■■■■警部補はその陳述書において、経産省がいつどのようにして方針を変更したのかについて何ら説明を行うことなく、やみくもに公安部長が経産省に働き掛けた事実がない、働き掛けによって経産省側の見解が変わった事実がないと述べるに過ぎないのであって、その内容を信用することは到底できない。

このように、■■■■警部補の陳述書は、その作成過程からしてそれ自体信用に足るもの

ではなく、もとより既に取調べられている関係各証拠の信用性を覆すに足りる証拠とは到底いえないところ、これは、**■**警部補が陳述書記載の内容を証言したとしても同じことであるから、同人を尋問する必要性は認められない。

4 **■**警部補について

■警部補（現在の役職は警部）は、被控訴人島田の取調べを一貫して担当したほか、**■**教授、**■**教授及び**■**准教授から殺菌解釈に関する見解を聴取した警察官である。付言するに、**■**警部補は、**■**からの最低温箇所に関する見解の聴取（乙8の22、8の24、丙A132）、**■**からの乾熱による殺菌可能性に関する見解等の聴取（乙8の19、8の23、15）を行った者でもある。

控訴人等は、**■**警部補の証言により、①**■**教授らからの聴取に関して公安部の捜査員が作成した捜査メモ、聴取結果報告書及び供述調書に虚偽の内容が記載された事実がないこと、及び、②被控訴人島田の取調べ及び弁解録取手続きに違法がないことを立証するものであると主張する。

しかし、**■**警部補の陳述書（乙58）は、原審において捜査の違法性が認められ、敗訴した控訴人等が、控訴後に自らの職員に作成させたものであって、原判決の内容を踏まえ、控訴人等の主張に沿うように虚偽ないし不正確な内容を記載することが容易な状況下で作成された文書である。いわんや**■**警部補は、自らの保身のため、また、警視庁の一員として組織内での自らの立場を維持するために、控訴人等に有利な事実を供述する動機が十分にある。従って、類型的にみて到底信用に足りるものではない。

また、**■**教授らの聴取に関しては、既に教授らの各陳述書が証拠として取調べられているところ（甲159、168～170）、教授らは本件事件につき利害関係のない第三者であることから基本的にその信用性は極めて高いし、仮にこれらの陳述書の内容の信用性に疑問があるのであれば、教授らの尋問を行うのが直截、相当であって、これらを行わずに捜査員を尋問する意義は乏しいと言わざるを得ない。

さらに、教授らの陳述書において最も重要な点は、控訴人等も認めるとおり、法令の専門家でない教授らが外為法の解釈、噴霧乾燥器の規制要件該当性の判断等について

専門的知見を述べるはずがないにもかかわらず、さも公安部の殺菌解釈と同意見であるかの記載がなされている点であるところ（控訴人答弁書 80 頁〔ウ〕）、控訴人等は、これらの点に関する記載が必ずしも教授らが積極的に述べたものでないことを争っていないのであるから（控訴人答弁書 67～68 頁〔ア〕③、74 頁〔イ〕⑦、ウ②）、尋問の必要性は認められない。

被控訴人島田の取調べ及び弁解録取手続きに関しては、原審における■■■■警部補、■■■■警部補、■■■■警部補及び被控訴人島田の証言が存在し、かつ、控訴審において被控訴人らが提出した取調べの録音記録（甲 186・187）、及び弁解録取後間もない時期に■■■■巡査部長がコメントを入れた被疑者弁解録取状況報告書のドラフト（甲 188）が存在する中で、再び■■■■警部補の尋問を行う必要性は認められない。

5 ■■■■巡査長、■■■■巡査部長について

■■■■巡査長（現在の役職は巡査部長）及び■■■■巡査部長は、■■■■警部補とともに、■■■■教授、■■■■教授及び■■■■准教授から殺菌解釈に関する見解を聴取した警察官である。

控訴人等は、■■■■巡査長、■■■■巡査部長の証言により、■■■■警部補による■■■■教授らからの聴取に関して公安部の捜査員が作成した捜査メモ、聴取結果報告書及び供述調書に虚偽の内容が記載された事実がないことを立証するものであると主張する。

しかし、控訴人等が提出した上記 2 名の陳述書（乙 59、64）は、原審において捜査の違法性が認められ、敗訴した控訴人等が、控訴後に自らの職員である捜査員に作成させたものである点、上記 2 名が警視庁の一員として組織内での自らの立場を維持するために、控訴人等に有利な事実を供述する動機が十分にある点において、他の警察官の陳述書と同様である。

また、教授らは本件事件につき利害関係のない第三者であることから教授らの各陳述書は基本的にその信用性が極めて高いし、仮に信用性に疑問があるのであれば教授らの尋問を行うのが直截かつ相当であること、法令解釈が規制該当性に関して教授らが積極的に述べたものでないことについて控訴人等も争っていないことは、いずれも

上記4において指摘したとおりである。

従って、上記2名の尋問の必要性は認められない。

6 ■■■ 巡査部長について

■■■ 巡査部長は、■■■ において行われた本件噴霧乾燥器2の同型機の温度実験に■■■ 警部補らとともに参加し、その実験結果につき温度測定結果報告書（丙14）を作成した警察官である。また、■■■ 警部補とともに、■■■ 教授からの殺菌解釈に関する見解の聴取を担当した。

控訴人等は、■■■ 巡査部長の証言により、①捜査会議において本件各噴霧乾燥器の測定口に熱が行き渡らない旨が話題に上ったことがないこと、②温度測定結果報告書に虚偽の内容を記載した事実がないこと、及び③■■■ 警部補が作成した聴取結果報告書（丙A147）が不適切なものでないことを立証するものであると主張する。

しかし、控訴人等が提出した■■■ 巡査部長の陳述書（乙68）は、原審において捜査の違法性が認められ、敗訴した控訴人等が、控訴後に自らの職員である捜査員に作成させたものである点、■■■ 巡査部長が警視庁の一員として組織内での自らの立場を維持するために、控訴人等に有利な事実を供述する動機が十分にある点において、他の警察官の陳述書と同様である。

また、その内容を見ても、上記①及び②の点については、原審における■■■ 巡査部長、■■■ 警部、■■■ 警部補、■■■ 警部補の証言が存在し、これに加えて②については、原審において■■■ 証言の弾劾証拠として提出され、控訴審において改めて被控訴人らが提出した■■■ の社長の報告書（甲165、174）、さらには実験当日に作成された捜査メモ（甲173の1・2）が存在する中、これらの信用性を否定するまでの内容とは到底いえない。とりわけ■■■ の社長は、本件事件につき利害関係のない第三者であることから同社長の報告書は基本的にその信用性が極めて高いし、仮に信用性に疑問があるのであれば同社長の尋問を行うのが直截かつ相当である。

上記③については、■■■ 教授は本件事件につき利害関係のない第三者であること

から同教授の陳述書は基本的にその信用性が極めて高いし、仮に信用性に疑問があるのであれば同教授の尋問を行うのが直截かつ相当であること、法令解釈が規制該当性に関して同教授が積極的に述べたものでないことについて控訴人とも争っていないことは、いずれも上記4において指摘したとおりである。付言するに、控訴人ともは、直接の取調官である■警部補ですら陳述書(乙65)を提出するのみで人証申請を行っておらず、尋問の必要性がないことを自認している。

このように、■巡查部長の陳述書は、その作成過程からしてそれ自体信用に足るものではなく、もとより既に取調べられている関係各証拠の信用性を覆すに足りる証拠とは到底いえないところ、これは、■巡查部長が陳述書記載の内容を証言したとしても同じことであるから、同人を尋問する必要性は認められない。

7 ■警部補について

控訴人ともは、新たに陳述書を提出した11名の警察官のうち、■警部補及び■巡查長(現在の階級は巡查部長)の両名については、人証申請の対象から外している。ここでは、比較的重要性の高い■警部補の陳述書の信用性について触れておく。

(1) ■警部補の陳述書の内容と、■供述の陳述書の内容の違い

■警部補は、■教授の聴取を行い、聴取結果報告書(丙A147)を作成した警部補である。同警部補は、陳述書(乙65)において、大要、①平成29年12月19日、■教授から本件通達の文言の解釈に関する見解の聴取を行ったこと、②聴取に先立ち、■教授に当日聴きたい事項を記載したメール(乙66)を送信したこと、③■教授から聴取した内容をとりまとめて作成したのが同日付けメモ(乙8の40)であること、④同メモ及び報告書に実際に聴取していないことを記載した事実は一切ないこと、⑤聴取にあたってはAGの■教授にAG原文を示していること、を述べている。

他方、聴取を受けた■教授によれば、面談の際、■教授はAGの原文を示されたことはなく、また、日本薬局方において「消毒」として規定されているのは化学薬品を用いた消毒のみで、物理的な消毒という言葉は使用されていない旨を■警

部補に述べたとのことである。

(2) AG原文を示したか否か

■警部補は、AG原文を■教授に示したとの認識の根拠として、事前のメール(乙66)においてAGの原文の一部を記載していることを挙げる。

しかし、事前メールにおいてAGの原文の一部を記載したことをもって、聴取当日にAG原文の全文を示したことを裏付けることはいえない。むしろ、■警部補は、■教授に送った事前メールにおいて、公安部にとって都合の悪い部分を取り除いてAG原文を引用しているのであって、このことからすると、聴取当日においても、AG原文の全文を■教授に示していないことが強く推認される。

すなわち、AG原文では、Disinfectedは、「Disinfected denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect.」と定義されている(甲3)。

これに対し、■警部補が■教授に送信した事前メールでは、「外為法は、国際レジームでの取り決めに国内法に反映させるのですが、これに対応すると思われる英文では『Disinfected denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment』となっています」と、AGの定義文のうち「through the use of chemical agents with a germicidal effect.」の部分が取り除かれている。

■警部補の取り除いた部分を邦訳すると「殺菌効果のある化学物質を通じて」であるから、■警部補は、国際レジームでは「殺菌効果のある化学物質を通じて行うもの」が規制対象として定義されているという事実を、■教授に提供する事前情報から外しているのである。

これを踏まえて、■警部補が作成した捜査メモ(乙8の40)を読むと、■教授は、AG原文のうち、「the destruction of potential microbial infectivity」の部分については逐語的にコメントを行っているのに対し、「through the use of chemical agents with a germicidal effect.」に関しては一切言及がなされていない。化学物質を使用した手法に限定したAGの殺菌概念は、■教授の専門分野で

ある日本薬局方の規定とまさに符合するところであるから、仮に、■警部補がこの部分のAG原文を■教授に示していれば、■教授がこれについて一切言及しないことは考えにくい。とすれば、■警部補は、聴取当日に■教授に対し、AG原文の（少なくとも全文は）示していなかったというほかない。

(3) 聴取結果報告書に記載された乾熱殺菌に関する聴取内容は正確か

聴取結果報告書（丙A147）の末尾には、■教授の見解として、「微生物の感染能力を失わせる方法であるが、解釈には「物理的手法あるいは化学物質の使用」とあるので方法は問わず、蒸気や乾熱、化学薬液等により微生物の感染能力を失わせれば良い。」と、公安部の考案した殺菌解釈に沿う見解が記載されている。

しかし、聴取当日に聴取結果を取りまとめて作成された捜査メモ（乙8の40）には、本件通達の「物理的手法あるいは化学物質の使用」との文言に言及した箇所は存在しない。

捜査メモの内容を前提にすれば、■教授は、現在の日本薬局方には物理的消毒という概念は定められていないと述べた上で、「ただし、物理的消毒を否定しているのではなく、あくまでも日本薬局方における医療用医薬機器製造における滅菌バリデーションであるから、病院等の現場では物理的消毒という殺菌レベル（滅菌ではなく、菌を減らすレベル）は行われている。乾熱や熱風で行う殺菌が、消毒とは言えないというものは無い。」と述べている。これは「日本薬局方における消毒概念」に関する説明であって、本件通達の解釈論として述べたものではない。さらにいえば、■教授が現場で行われていると話す「殺菌レベル」とは、「菌を減らす」というレベルの概念としてのものであって、特定の菌を全て死滅させるという公安部の殺菌概念とは異なるものである。

従って、■教授は、「微生物の感染能力を失わせる方法であるが、解釈には「物理的手法あるいは化学物質の使用」とあるので方法は問わず、蒸気や乾熱、化学薬液等により微生物の感染能力を失わせれば良い。」などとは一言も話していないのであって、■警部補の作成した聴取結果報告書のうち、本件省令への殺菌解釈に関する部分は、明らかな創作である。

(4) 小括

従って、■警部補の陳述書のうち、④同メモ及び報告書に実際に聴取していないことを記載した事実は一切ないこと、⑤聴取にあたってはAGの■教授にAG原文を示していること、については、類型的に信用性の高い■教授の陳述書と齟齬があるほか、客観的な証拠関係とも不整合であって、信用できない。

以 上